

審議会など

お願い マスクの着用や手洗い・手指消毒などにご協力をお願いします。また、咳や発熱など、体調不良の方は傍聴をご遠慮ください。

■学校選択制度に関する検討懇談会
時 10月11日(月)午後3時
場 田無第二庁舎4階
内 制度の現状およびアンケート内容
定 5人
▶ 学務課 田 電 042-420-2824

■図書館協議会
時 10月14日(木)午前10時～正午
場 田無第二庁舎2階
内 令和2年度事業評価^{など}
定 2人
▶ 中央図書館 電 042-465-0823

■文化芸術振興推進委員会
時 10月12日(火)午後7時
場 田無第二庁舎4階
内 第2期文化芸術振興計画^{など}
定 3人
▶ 文化振興課 田 電 042-420-2817

■子ども子育て審議会
時 10月19日(火)午前9時30分
場 コール田無
内 利用者負担額および育成料の見直し^{など}
定 5人
▶ 子育て支援課 田 電 042-460-9841

■国民健康保険運営協議会
時 10月12日(火)午後7時
場 田無庁舎4階
内 国保財政健全化計画の見直し^{など}
定 5人
▶ 保険年金課 田 電 042-460-9821

■建築審査会
時 10月21日(木)午後2時
場 保谷東分庁舎
内 建築基準法に基づく同意
定 5人
▶ 建築指導課 保 電 042-438-4026


■消防委員会
時 10月13日(水)午後3時
場 防災・保健福祉総合センター5階
内 令和3年度西東京市消防団訓練等実施計画^{など}
定 2人
▶ 危機管理課 保 電 042-438-4010

■特別職報酬等審議会
時 10月22日(金)午前10時
場 田無庁舎4階
内 市議会の議員、市長および副市長などの報酬^{など}
定 5人
▶ 職員課 田 電 042-460-9813

市ホームページアンケート結果

7月に実施した市ホームページのレイアウトに関するアンケートにご協力ありがとうございました。いただいたご意見などを踏まえ、「B案」に決定しました。12月末ごろにリニューアル予定です。
 詳細は市HPをご覧ください。

▶ 秘書広報課 田 電 042-460-9804



令和3年全国地域安全運動

10月11日(月)～20日(水)
スローガン「守ろうよ わたしの好きな 街だから」

□ポイント

- 子どもと女性の犯罪被害防止
- 特殊詐欺の被害防止
- 自転車の盗難被害の防止

□市内の犯罪などの発生状況(9月8日時点)
 ※()内は令和2年の年間発生件数

	認知件数	田無警察署から被害防止のためのワンポイントアドバイス
子どもと女性の前兆事案	67(78)	遠くても 帰宅は明るく 広い道
特殊詐欺被害	40(48)	STOP! ATMでの携帯電話
自転車盗被害	199(371)	少しでも 離れるときは カギ施錠

※詳細は警視庁のHPをご覧ください。
問 田無警察署 電 042-467-0110 ▶ 危機管理課 保 電 042-438-4010



10月6日(水) 防災行政無線などによる 全国一斉情報伝達試験

武力攻撃や地震などの災害時に、全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国の緊急情報を、確実に皆さんへお伝えするため、市内で緊急情報伝達手段の試験を行います。この試験は、全国的に実施されます。

時 10月6日(水)午前11時
内 市内の防災行政無線スピーカーより「これはJアラートのテストです」という音声を3回放送

※災害とお間違えないようにお願いします。
 ※詳細は市HPをご覧ください(「安全・安心いーなメール」でも本試験をお知らせする内容を配信予定)。

□Jアラート
 国から送られてくる弾道ミサイル情報や地震などの緊急情報を、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステム
▶ 危機管理課 保 電 042-438-4010

新町市民集会所の閉館

新町市民集会所(新町5-13-14)は、12月末をもって閉館します。施設利用は12月12日(日)までです。今後は他の市民交流施設などをご利用ください。

また、地域で活動場所をお探しの方は下記へお問い合わせください。
 ※詳細は市HPをご覧ください。
▶ 文化振興課 田 電 042-420-2817

児童扶養手当の申請

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。

対 次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母に重度の障害がある
- 婚姻によらない出生^{など}

※詳細はお問い合わせください。

□支給制限
 次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
- 児童が請求者以外の父または母と生計同一
- 児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と生計同一
- 請求者または児童が日本に住所を有しない

※単身の異性の住民票が同居にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

□手当の支払月
 申請日の翌月分から支給を開始し、年6回(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

□支給金額(月額) 単位:円

児童数	手当額	
	全部支給	一部支給
1人目	4万3,160	4万3,150～1万180
2人目 加算額	1万190	1万180～5,100
3人目以降 加算額 (1人につき)	6,110	6,100～3,060

□所得制限
 請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1、2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

□注意
 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで手当を受給した場合は、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただきます。また、偽りやそのほか不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処されることがあります。
▶ 子育て支援課 田 電 042-460-9840

■別表1 令和3年度児童扶養手当所得制限限度額表
 (令和2年1月1日～12月31日の所得、令和3年11月～令和4年10月分の手当に適用) 単位:円

扶養親族の数	本人		孤児などの養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49万	192万	236万
1人	87万	230万	274万
2人	125万	268万	312万
3人	163万	306万	350万
4人以上	1人につき加算38万		
1人につき加算	16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族15万 老人扶養10万		老人扶養6万 (老人扶養のみの場合は、2人目 ^{から})

※児童扶養手当の受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

■別表2 所得から控除できる額 単位:円

種別	本人(父または母)	本人(養育者) 配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額		8万
障害・勤労学生控除		27万
特別障害者控除		40万
寡婦(夫)控除	0	※27万
ひとり親控除	0	35万
雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除	控除相当額	

※配偶者は寡婦(夫)控除なし